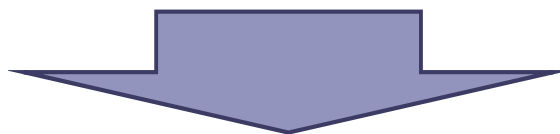


# 「都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針」について

第73回行田市都市計画審議会  
参考資料

# 1. 都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針とは

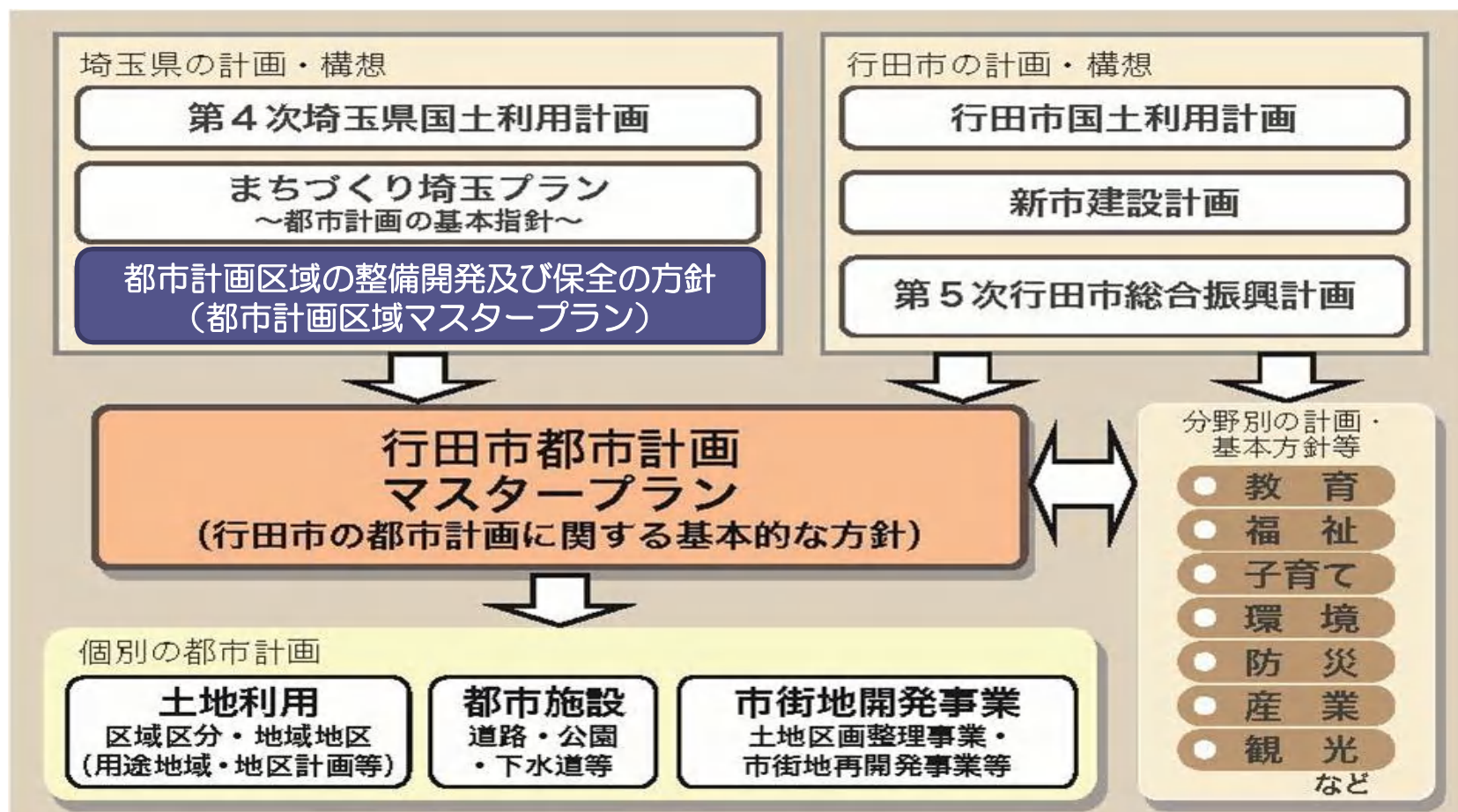
- 都市計画法第6条の2に規定する「都市計画の基本的な方向性を示す」もの
- 個々の都市計画ではなく、長期的視点に立った都市の将来像や、その実現に向けての道筋を明らかにする



具体的には・・・

- 区域区分（線引き）の決定の有無、その方針
- 都市計画の目標
- 土地利用や都市施設の整備等に関する決定の方針

## 2. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の位置づけ



### 3. 都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針の構成

#### 第1 都市計画の目標

目標年次・埼玉県の都市計画の目標・行田都市計画区域  
の都市計画の目標・地域ごとの市街地像

#### 第2 区域区分の決定の有無・定める際の方針

区域区分（線引き）の決定の有無

方針

都市計画区域及び市街化区域に配置される概ねの人口  
産業の規模  
市街化区域の概ねの規模

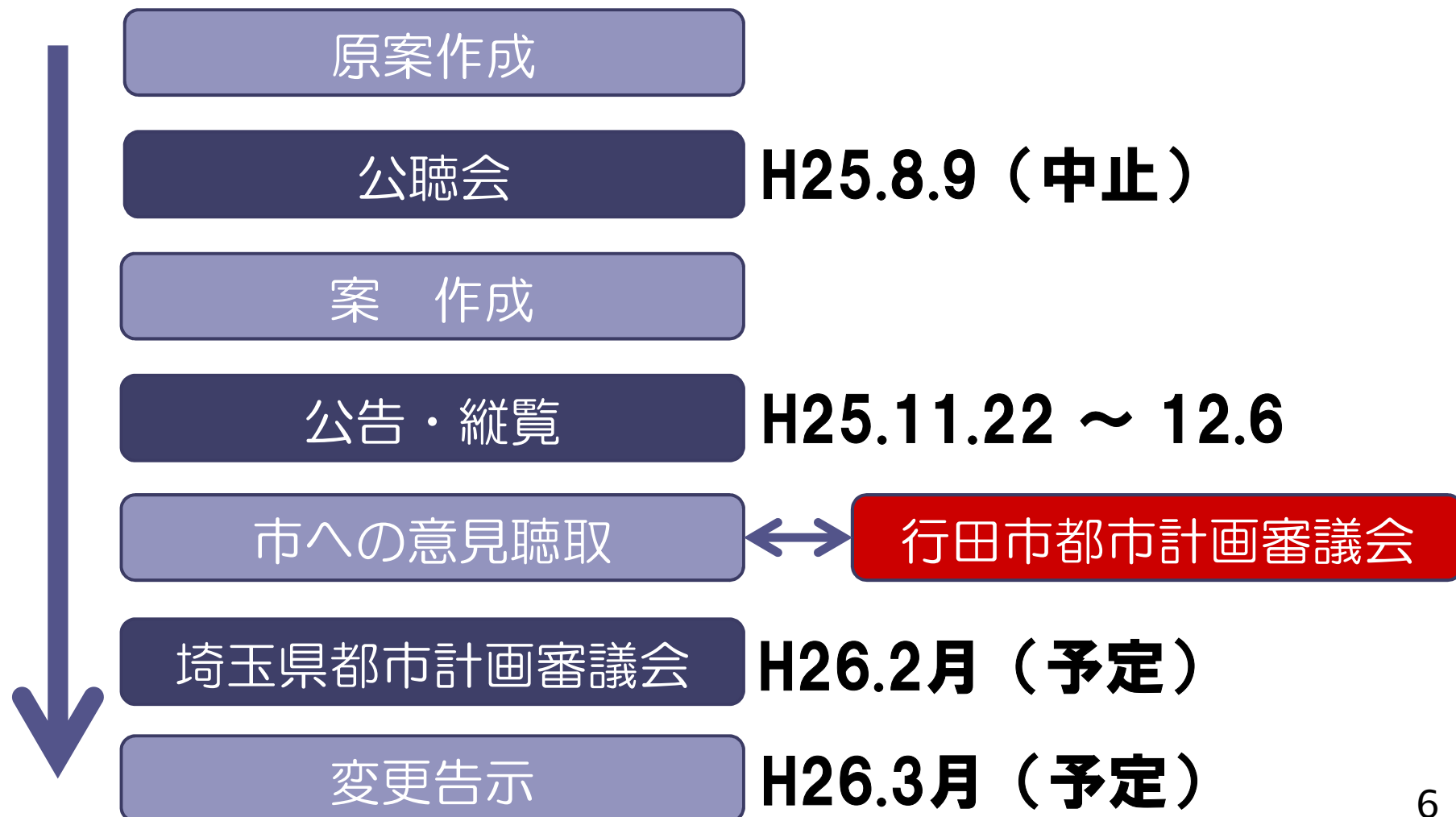
# 3. 都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針の構成

## 第3 主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針  
都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針  
市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針  
自然的環境の整備又は保全に関する  
都市計画の決定の方針

## 第4 方針図

## 4. 変更スケジュール



## 5. 変更のポイント

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進により、市町村への権限移譲を実施



市町村が主体的に地域の諸課題に対応できるように内容を変更

まちづくり埼玉プラン(平成20年3月策定)の方針を反映